

三重県からのお知らせ

○優良産廃処理業者認定制度説明会

三重県では、優良産廃処理業者認定制度について理解を深め、優良認定取得を促進することを目的に、県内の産業廃棄物処理業者を対象に説明会を開催します。

優良認定を受けていない処理業者におかれましては、ご参加頂きますようお願いします。

日	時	会場	日	時	会場
1月21日(月)	13:30～15:30	県伊勢庁舎401会議室	1月28日(月)	13:30～15:30	県伊賀庁舎大会議室
1月22日(火)	13:30～15:30	県桑名庁舎第1会議室	1月29日(火)	10:00～12:00	県鈴鹿庁舎第46会議室
1月23日(水)	10:00～12:00	県尾鷲庁舎大会議室		14:00～16:00	三重県勤労者福祉会館講堂
	14:00～16:00	県熊野庁舎大会議室			
1月25日(金)	13:30～15:30	県松阪庁舎大会議室	1月31日(木)	13:30～15:30	県四日市庁舎大会議室

申込方法などの詳細は、三重の環境ホームページをご覧ください。

<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/cycle/100080/sanpai/yuuryosetumei.htm>

○産業廃棄物処理責任の徹底促進事業について

三重県では、産業廃棄物の適正処理を一層確保するため、産業廃棄物の排出事業者に対して、①電子マニフェストの利用、②優良産業廃棄物処理認定業者への委託処理の推進を働きかけています。県が実施しています排出事業者への普及啓発事業についてお知らせします。

排出事業者への普及啓発方法は、三重県職員（環境技術指導員）による排出事業者（年間500t以上など）への個別訪問に加え、本年度においては、県が委託した人材派遣会社による排出事業者（年間500t未満）への個別訪問も行っています。

このうち、人材派遣会社による普及啓発事業は、以下のとおり実施しています。

1. 普及啓発事業を委託した事業者名

株式会社フジスタッフィング
住所：三重県鈴鹿市長澤町字新沢1815-3
電話：059-371-1511



2. 普及啓発方法

上記事業者が、排出事業者（年間500t未満）を個別訪問して、チラシ（①電子マニフェストの利用、②優良産業廃棄物処理認定業者への委託処理の推進）を配布し、利活用を働きかけています。

（注：訪問・調査する業務のみを行わせており、この事業者に産業廃棄物を処理委託させることではありません。）

3. 事業期間

平成24年8月20日から平成25年3月15日まで

国・三重県からの通知等

環境配慮契約法について

- ・「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（環境配慮契約法）は、自動車の購入等に係る契約や建築物に関する契約について産業廃棄物の処理に係る契約までを含めることで産業廃棄物処理業者の優良化を促進することが急務であることから、平成25年4月1日から施行されることになります。
- ・この法律では、環境負荷の少ない地続可能性な社会の構築、温室効果ガスの更なる削減に向けて、政府の総排出量の9割程度に関係する5分野（電気、自動車、船舶、E S C O、建築物）において環境配慮契約の具体的な方法を定め、国等においては義務、地方公共団体においては努力義務とし、その分野における具体的な取り組みを促しています。



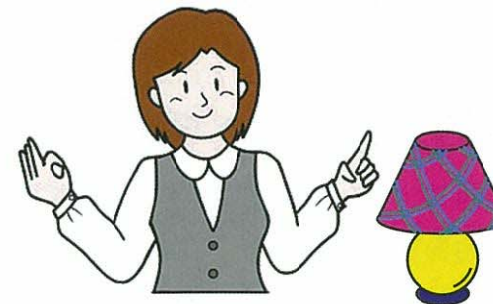
産業廃棄物の処理の契約に関する基本的事項

- 産業廃棄物の処理に係る契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減、適正な産業廃棄物の実施に関する能力や実績等を定めた上で、当該入札に係る申し込みをした者のうち、上記に資格を満足する者の中から当該申し込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式（以下「裾きり方式」という）によるものとする。
- 裾きり方式による具体的な入札条件については、処理する産業廃棄物の特性を踏まえ、調達者において設定するものとする。

この冬の省エネ・節電の取組についてのお願い

平成24年11月30日

三重県エネルギー対策本部 本部長 三重県知事 鈴木 英敬



平素は、県行政の推進に格別のご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年3月の東日本大震災以降の厳しい電力需給の中、県民・事業者の皆さまにおかれましては、省エネ・節電に積極的に取り組んでいただき、今では定着した取組として、電力需給の抑制に大いに貢献いただいています。

三重県では、三重県エネルギー対策幹事会を開催し、この冬の省エネ・節電の取組を取りまとめとともに、「三重県民の皆

さまへの呼び掛け」を行ったところ です。

事業者の皆さまにおかれましては、昨冬に引き続き、事業活動を見直していただき、省エネ・節電にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

<ご参考>ご家庭及び事業者向けの具体的な節電メニューについては、以下のwebで紹介されていますので、ご参考にしてください。

<http://www.npu.go.jp/policy/policy09/archive01-16.html>